

福岡県公報

平成二十七年十二月八日
第三千七百五十号
増刊 ①

目次

選挙管理委員会 (第百三十三号)

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) …………… 一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第百三十三号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定 (昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号) の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月八日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 嘉麻市の表中

大塚病院	〃	上山田一四四〇の七
松岡病院	〃	上山田一二八七番地
社会保険稲築病院	〃	口春七四四一

を

大塚病院	〃	上山田一四四〇一七
社会保険稲築病院	〃	口春七四四一

に改める。